

苫小牧市ものづくり技能習得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ものづくり産業における技能者の確保及び雇用の安定を図るため、北海道立苫小牧高等技術専門学院（以下「学院」という。）に入校し、必要な資格、技能等を習得することを求職者等に奨励するため、予算の範囲内において学院の入校者（以下「学院生」という。）に苫小牧市ものづくり技能習得奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、学院の次の訓練科に入校して1月を経た学院生とする。

- (1) 金属加工科
- (2) 精密機械科
- (3) 電気工事科

2 前項の学院生が入校時において未成年であるときは、その扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）を交付対象とする。

(交付対象外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励金の交付対象者とはしない。ただし、特別の事情を勘案し、市長がその者を交付対象とすべきと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 苫小牧市市税に滞納がある者
- (2) 奨励金を交付された実績のある学院生又は当該学院生の扶養義務者
- (3) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年苫小牧市条例第33号)第2条第1項第2号に規定する暴力団員又は同項第4号に規定する暴力団関係事業者に該当する者
- (4) 前各号に定めるほか、市長が適切でないと認める者

2 学院生又は学院生と同一世帯の扶養義務者が、学院に入校する目的で生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条第2号に規定する生業扶助（技能習得費）を支給された又は支給が予定されることが確認された場合は、奨励金を交付しない。

(対象経費)

第4条 奨励金の交付対象経費は、入学料、1年次の授業料、1年次の訓練に必要な直接経費（教科書、工具類、作業服等）、及び職業訓練生保険にかかる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、1人当たり100,000円を限度とする。ただし、学院の授業料

が全額免除されている者及び短期課程の者に交付する奨励金の額は、1 人当たり 50,000 円を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、技能習得奨励金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、学院を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 学院生の住民票の写し
- (2) 学院生の在学証明書の原本又は写し
- (3) 前条第 1 項に係る経費の支払いを証明する書類（学院による支払済（支払状況）確認書又は領収書等の原本若しくは写し）
- (4) 生活保護世帯の場合は、生活保護手帳又は生活保護受給決定通知書の写し
- (5) 苫小牧市技能習得奨励金誓約書兼同意書（別記様式第 2 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が学院生の扶養義務者である場合は、前項第 1 号に代えて、次の各号の書類を添付するものとする。

- (1) 学院生及び当該学院生の扶養義務者の属する世帯の住民票の写し（続柄の記載のあるもの）
- (2) 学院生の扶養義務者が当該学院生と世帯を別としてこれを監護しているときは、別居監護申立書（別記様式第 3 号）

3 第 1 項の申請は、原則、入校した日から起算して六月以内に行わなければならない。

(奨励金の交付決定)

第 7 条 市長は、当該申請にかかる書類等を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、技能習得奨励金交付（不交付）決定通知書（別記様式第 4 号）により学院を通じて申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第 8 条 市長は、前条の規定により給付金の交付を決定したときは、その通知の日から起算して 30 日以内に奨励金を交付するものとする。

(修了の届出)

第 9 条 奨励金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定者又は交付決定者の被扶養者が学院の課程を修了したときは、修了証書の写しを添えて修了届出書（別記様式第 5 号）を学院を通じて速やかに市長に提出しなければならない。ただし、交付決定者又は交付決定者の被扶養者が学院の課程を修了しない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、事情届出書（別記様式第 6 号）にその該当する事実を証明する書類を添えて、学院を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 企業等に就職（就職の決定を含む。）したとき。
- (2) 交付決定者が学院生である場合において、当該学院生が死亡したとき。
- (3) 交付決定者が学院生の扶養義務者である場合において、交付決定者又は当該学院生が死亡したとき。
- (4) 災害、傷病その他やむを得ない理由により、学院を退学したと認められるとき。

2 前項第 4 号に該当する場合において、同項ただし書きの証明書類の添付が必要ないと認められる場合は、その提出を省略することができる。

（決定の取消し）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、技能習得奨励金交付取消通知書（別記様式第 7 号）により、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者又は交付決定者の被扶養者が正当な理由がなく学院を退学したとき
- (2) 交付決定者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

（奨励金の返還）

第 11 条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、すでに奨励金が交付されているときは、技能習得奨励金返還命令書（別記様式第 8 号）により、期限を定めて、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長が特段の事情があると認めた場合は、この限りでない。

（学院との連携）

第 12 条 市長は、第 4 条に規定する交付対象経費の額とその明細、支払時期等について、あらかじめ学院に確認するものとする。

2 市長は、申請者の同意を得て、奨励金事務に必要な範囲内において、学院を通じて、学院生又はその扶養義務者の支払状況、修了状況等を把握するよう努めるものとする。

（補足）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 5 日改正）

この要綱は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 8 日改正）

この要綱は、令和 2 年 9 月 8 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 1 月 1 1 日改正）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年９月２２日改正）

この要綱は、令和３年９月２２日から施行する。